

特定非営利活動法人日本防災士会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会(以下、「本会」という)の役員選任に関する方法を定めたものである。

(役員選任の公示)

第2条 理事長は、役員を選任する総会開催日の40日以上前までに、役員選任について公示する。

(理事の立候補及び推薦)

第3条 理事に立候補する会員並びに理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦届を、事務局宛に郵便、FAXまたは電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない。

(理事候補者選任の基準)

第4条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。

- (1) 都道府県支部の支部長またはそれにつぐ役職者が、理事定数の3分の1以上とする。
- (2) 北海道、東北、関東、首都圏、北信越、東海、関西、中国、四国、九州・沖縄の各地方から各1名以上を原則とする。ただし理事推薦に至らない地方はこの限りではない。
- (3) 理事会は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、正会員の中から、理事会または都道府県支部が推薦するものとする。

(候補者の調整)

第6条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が、定款で定める定数を超えた場合あるいは不公平な地域的偏りが生じた場合には、立候補者および被推薦者、推薦者等と協議の上、次の調整を行うものとする。

- (1)北海道、東北、関東等の各地方において調整を行う。
- (2)上記の調整を経て、理事会が選任する委員で構成される「役員候補者選考委員会」が定数の範囲内で候補者を選定し、理事会が「役員候補案」を決定する。

(理事の担当職務の指名)

第7条 理事長は特定の理事に対して、常務理事、常任理事その他の担当職務を命ずることができる。

- 2 常務理事は、本会の事務を統括する。
- 3 常任理事は12名以内とする

- 4 理事長、副理事長、常務理事及び常任理事によって常任理事会議を開催し、総会及び理事会の決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。

(会長・副会長の委嘱)

第8条 理事長は、理事会の決定により、会長及び副会長を委嘱することができる。

- 2 会長は、本会の設立趣旨、会員の活動理念を体現し、本会の発展に寄与するとともに、支部並びに会員の表彰を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会発展のため寄与する。
- 4 会長・副会長の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。ただし重任を妨げない。

(顧問、参与等の委嘱)

第9条 理事長は、理事会の承認を得て、防災行政経験者、学識経験者、本会に多大な貢献を行った者等に対して顧問、参与等を委嘱することができる。

- 2 顧問、参与等の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。
- 3 顧問は、本会の発展のために理事長に意見を具申するほか、必要な助言を行う。
- 4 参与等は、本会の発展のために理事長が委嘱した業務にあたる。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

- 2 この規程を変更した場合、会報または総会議案書添付資料を通じて会員に通知する。

(実施)

第11条 この規程は平成23年4月1日から実施する。

【規程の制定・改定】

平成23年4月1日制定、平成25年3月19日改訂、平成27年3月10日改訂、平成29年3月13日改訂

附則

- 1 第4条の規定に関わらず、平成23年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」を尊重し、行うものとする。
- 2 第4条の規定に関わらず、平成25年度における理事の選任については別表「平成25年度理事選任参考値」を尊重し、行うものとする。
- 3 第4条の規定に関わらず、平成27年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」(平成27年3月10日)を尊重し、行うものとする。
- 4 第4条の規定に関わらず、平成29年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」(平成29年3月13日)を尊重し、行うものとする